



SSKO 精神障害者権利主張センター・絆ニュース

2021.10 Vol.4 No.5

ごあいさつ

気候不順も全国的ですね。10月だというのに最高気温30度などという日があったと思うと、また晩秋の気温になったりで、体調を崩している仲間も多いことと存じますが、皆様いかがお過ごしでしょうか

障害者権利条約の日本政府報告書審査はコロナのために遅れております。オンラインではない審査となるといつ開かれるかという不安があります。しかし第一回の審査はとりわけ重要であり、今まで私たちが拷問等禁止条約や自由権規約の委員会に出してきた成果も踏まえさらに障害者の強制入院や強制医療を否定し、完全な法的能力を認めて例えば心神喪失抗弁も否定している障害者権利条約委員会の勧告をきっちりと引き出し、政府に圧力をかける闘いを積み上げていく必要があります。（心神喪失抗弁廃止は健常者と平等に罰しろということではなく、健常者も同様に罰するな、という修復的正義の主張です。念のため誤解のないように）。そして同封ビラの国連人権勧告実現の集会にもぜひご参加を。東京周辺の方でないとい困難かもしれませんが。

このニュースが届く頃には骨格提言実現大フォーラムは終わっているかと思いますが、まだの方団体はぜひご賛同を、そして同封の国連人権勧告実現の集会にもご賛同をお寄せいただければ幸いです。障害者権利条約委員会からの勧告があろうと政府は無視することは想像できますが、精神病院や施設への強制収容を廃絶するためにも重要です。

私たちのことを私たち抜きに決めるな！の声をいまこそ大きくしましょう。障害があろうと、障害のない人同様の権利保障があり、自分らしく街で生きていく社会のために。

ともに闘いましょう。

精神障害者権利主張センター・絆 連絡先です

★お手紙、各地・各団体のニュース、住所変更、ニュース和解成立に当たっての声明
2021年10月5日、公立福生病院事件民事訴訟の和解が成立しました。私たちは、2019年6月に連絡会を結成し、この問題に取り組んできました。原告を支援してきた私たちは、裁判所の示した和解条項が、同病院の再生を促すきっかけとなることを期待します。患者に向き合い、救命を尽くすまっとうな医療機関となることを求め

和解成立に当たっての声明

2021年10月5日、公立福生病院事件民事訴訟の和解が成立しました。私たちは、2019年6月に連絡会を結成し、この問題に取り組んできました。原告を支援してきた私たちは、裁判所の示した和解条項が、同病院の再生を促すきっかけとなることを期待します。患者に向き合い、救命を尽くすまっとうな医療機関となることを求めます。

和解条項1項において、被告病院は原告に対して「東京都の指導事項を誠実に遵守し、医師、看護師その他の医療従事者が医療を提供するに当たり適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めること、医療ケア・方針決定に当たって患者にセカンドオピニオンを求められること、決定を留保できること、決定を変更できることを十分に伝え、意思決定後も、患者の病状変化等に応じて、適宜その意思に変更がないか家族等とともに確認するよう努める」と約束しました。今後これを誠実に履行することを求めます。

本事案では、医師自らが作成した「透析離脱証明書」に、意思を撤回して透析を再開できる旨の項目はありませんでした。死亡した女性は、「自分で決めた。だけどこんなに苦しくなると思わなかった。撤回するならしたい。でも無理なもの分かっている」と話したことがカルテに記載されています。

この言葉は意思を変えることができるとの説明がなかった証左であり、患者が抱いた署名の重さとその後悔が伝わります。その後も肺水腫の増悪で女性は「こんなに苦しいなら透析した方がよい。」「(中止を)撤回する」と叫びました。助けを求めた患者に、担当医は「人間辛いときはいろんなことを言う。」「意識が清明なとき意思を尊重した。」と救命にむけた治療を行いませんでした。原告が「苦しい時にこそ本音が出る」と語ったように、私たちは患者の苦しみや気持ちの変化に寄り添い、救命を尽くすための医療を、今後も求めていきます。

昨今、老いや病、障害とともに生きることが否定される風潮が強まる中、人工呼吸器や胃ろう、そして人工透析までもが「無駄な延命治療」と手控えられるようになってきています。被告病院が事件当時の病院指標に「腎不全に対する代替療法は、非導入、血液透析、腹膜透析、移植の4つの選択肢を提示し、患者と家族に決定して頂く」を掲げ、担当医が「血液透析は治療では無い。腎不全というものによる死期を遠ざけているにすぎない。多くの犠牲もつきものだ」との持論を展開し患者に選択を迫ったことは、こうした状況を象徴しています。和解条項前文が「透析中止の判断が患者の生死に関わる重大な意思決定であることに鑑みると・・・」と指摘するように、透析非導入・透析中止を「自己決定」と称して推し進めることは、患者を死へ誘う危険性を孕んでいると危惧します。

「入院すれば助けてくれる」と被告病院に寄せた原告の信頼は、「看取りのための入院」とする方針を変更しなかった医師・病院に裏切られました。「苦痛緩和のため」と使用されたドルミカムという鎮静剤の量や使用方法はガイドラインを逸脱しており、被告病院の担当医自身が「鎮静によって

死期というのが短くなる、早まってしまう可能性もある」と証言していますが、この鎮静剤の使用は、家族や医療チーム全体で十分に話し合い慎重に扱われるべきです。裁判所は争点としなかった問題ですが、私たちは重大な問題だと捉えています。

また、この和解条項は、同病院の運営を問うだけでなく、日本透析医学会の姿勢をも問うものと考えます。同学会は、2019年3月当時、すでに東京都が問題視し、今回裁判所が指摘した同病院の運営について、2019年5月の「日本透析医学会ステートメント」で、問題なしとしました。しかし、35万人ともいわれる透析患者（同学会調査2019年末で344640人）の人生といのちを守るためにも、学会は裁判所が指摘したように「本人意思」だからと安易に治療（透析）中止を行うことがないよう会員に周知することを求めます。私たちは、本件和解を通じて、医療や福祉が死に向けた意思決定支援ではなく、生きるための支援へと取り戻されていくことを願い、その実践を注視し続けます。

2021年10月5日

公立福生病院事件を考える連絡会・事務局

電話 080 (6532) 0916

和解条項前文

・ 本件は、慢性腎不全で人工透析の治療を受けていた亡〇〇（以下「本件患者」という。）が、被告が開設する公立福生病院（以下「被告 病院」という。）において、人工透析を継続するために必要な手術の実施に同意せず、人工透析が中止されたことにより、死亡するに至った事案である。

一件記録上、被告病院の医師が、本件患者に対し、「死の選択肢」である透析中止を積極的に提案することで、本件患者を死に誘導した経緯があったとは認められない。しかしながら、透析中止の判断が患者の生死に関わる重大な意思決定であることに鑑みると、一件記録上、本件患者に対する透析中止に係る説明や意思確認について不十分な点があったといえることを踏まえ、当裁判所は、本件紛争の適切妥当な解決策として和解を勧告したところ、当事者間に次のとおり和解が成立した。

精神条項(第1項)

・ 被告は、原告らに対し、今後とも、東京都の指導事項を誠実に遵守し、医師、看護師その他の医療従事者が医療を提供するに当たり適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得るよう努めること、医療ケア・方針決定に当たって患者にセカンドオピニオンを求められること、決定を留保できること、決定を変更できることを十分に伝え、意思決定後も、患者の病状変化等に応じて、適宜その意思に変更がないか家族等とともに確認するよう努めることを約束する。

以下非公開

和解条項に前文がつくのは例外的とのこと。限界はあるにしても説明や意思確認が不十分という点は今後の裁判等でも使えるのではと思います。勉強会も準備されています

神奈川新聞より 警告は2021年9月8日付

横浜の病院が「不当に拘束」

奥井護士会警告

40代の男性入院患者の体をおよそ1カ月間にわたって不当に拘束したとして、神奈川県奥井護士会（二川裕之会長）は24日、日向台病院（横浜市旭区）に対し、人権救済申し立て制度に基づき再発防止を求める警告を出したと発表した。警告は8日付。

同弁護士会の調査報告書によると、男性は精神保健福祉法に基づき、2017年6月24日に同院に緊急措置入院した。胸部分を拘束されて保護室に隔離され、同7月18日まで胴や手足、

肩などを拘束された。男性は当時「どうせ死ぬならみんなに迷惑をかけてやる」などと発言し、不安神経症や統合失調症と診断されていた。病院スタッフへの攻撃的な言動もみられたという。

一方で、同弁護士会は男性が保護室に隔離されておられ、他者を傷つけることは考えられず、「自殺を図る可能性も高い」とは言えなかった」として、身体拘束の「切迫性」がなかったと判断。拘束が25日間にわたった点も「一時的」の限度を超えている」と問題視した。

男性は同9月に退院し、不当な拘束だったとして18年10月に奥井護士会に救済

を申し立てていた。同院は「警告の内容を精査できていないのでコメントは控える」としている。（田崎 基）

透析中止説明「不十分」

福生病院、遺族と和解

東京都福生市の公立福生病院で死亡した腎臓病の女性患者「当時（奥）」の遺族が、人工透析を中止した医師の行為は違法だとして、病院側に二千万円の損害賠償を求めた訴訟は五

日、東京地裁（桃崎剛裁判長）で和解が成立した。病院側が遺族側に解決金を支払い、再発防止策の実施を約束する内容。遺族の弁護士が明らかにした。

〇一八年八月、医師から透析継続のため手術をするか、透析をやめるかの選択肢を示され、透析中止に同意する書面に署名。一週間後「こんな苦しいなら透析した方がいい。撤回する」

と看護師に伝えたと、透析は再開されず、死亡した。訴訟では、医師は透析継続を説得すべきだったか、患者の意思決定に従うべきだったかが争われた。和解条項は「透析中止を積極的に行い、死に誘導した経緯があったとは認められない」とする一方、中止は生死に関わる重大な意思決定であり「患者への説明や意思確認に不十分な点があった」と遺族側の主張を認めた。診療記録の不備などについて改善を促す東京都の

指導事項の順守も盛り込んだ。和解成立後、東京都内で記者会見した遺族側の弁護士は「自己決定権を根拠にした安易な治療中止に歯止めがかかると判断だ」と意義を語った。

原告で女性の夫（奥）は弁護士を通じて「病院は意思確認を十分にし、患者の言葉によく耳を傾けてほしい」とのコメントを出した。福生病院は「記録に不十分な面があったことも踏まえ、遺族と円満な解決をするに至った。今後も東京都の指導事項を順守して地域医療に貢献していく」とコメントした。（小沢 慧二）

東京新聞
2021年10月6日 朝刊